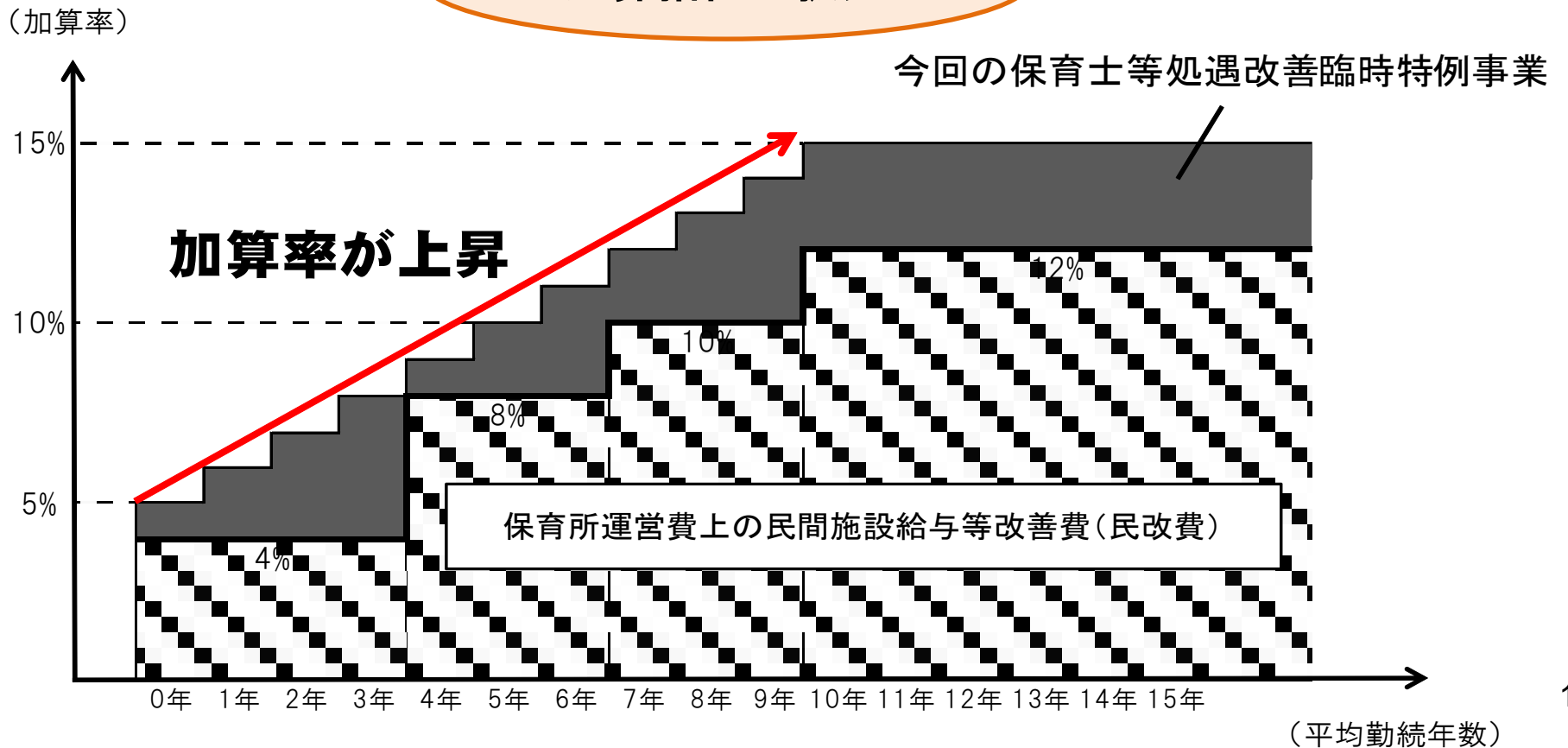
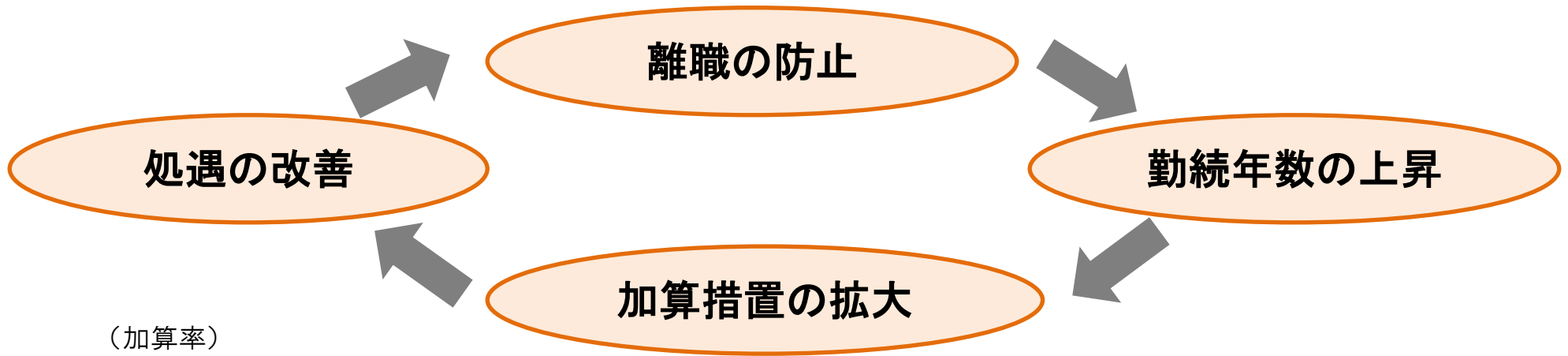
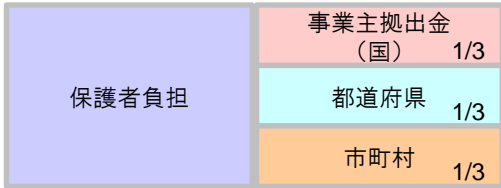
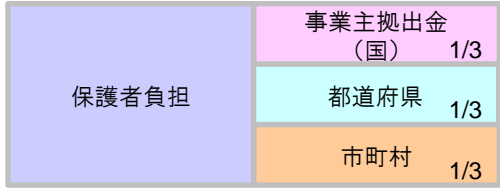


# 民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策



# 放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆／参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村行動計画」の策定。</li> <li>・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定</li> <li>・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定</li> <li>・総合的かつ計画的に事業を実施する責務</li> </ul> <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</p> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考:全国の小学校約21,166校)
- 登録児童数 851,949人(全国の小学校1~3年生約328万人の23%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)  
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

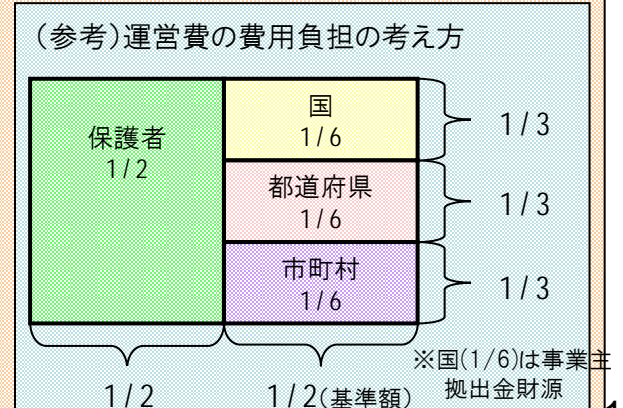
## 【事業に対する国の助成[児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成25年度予算案 315.8億円(平成24年度予算:307.7億円)

### 【主な内容】

- 運営費 (279.3億円 → 287.4億円)
  - ・保育の利用者が引き続き放課後児童クラブを利用できるよう箇所数の増を図る。(26,310か所 → 27,029か所)
  - ・1クラブ当たりの基準額(児童数40人の場合)  
319.1万円(総事業費638.2万円) → 336.0万円(総事業費672.0万円)\*  
\*研修受講のための費用等を新たに計上

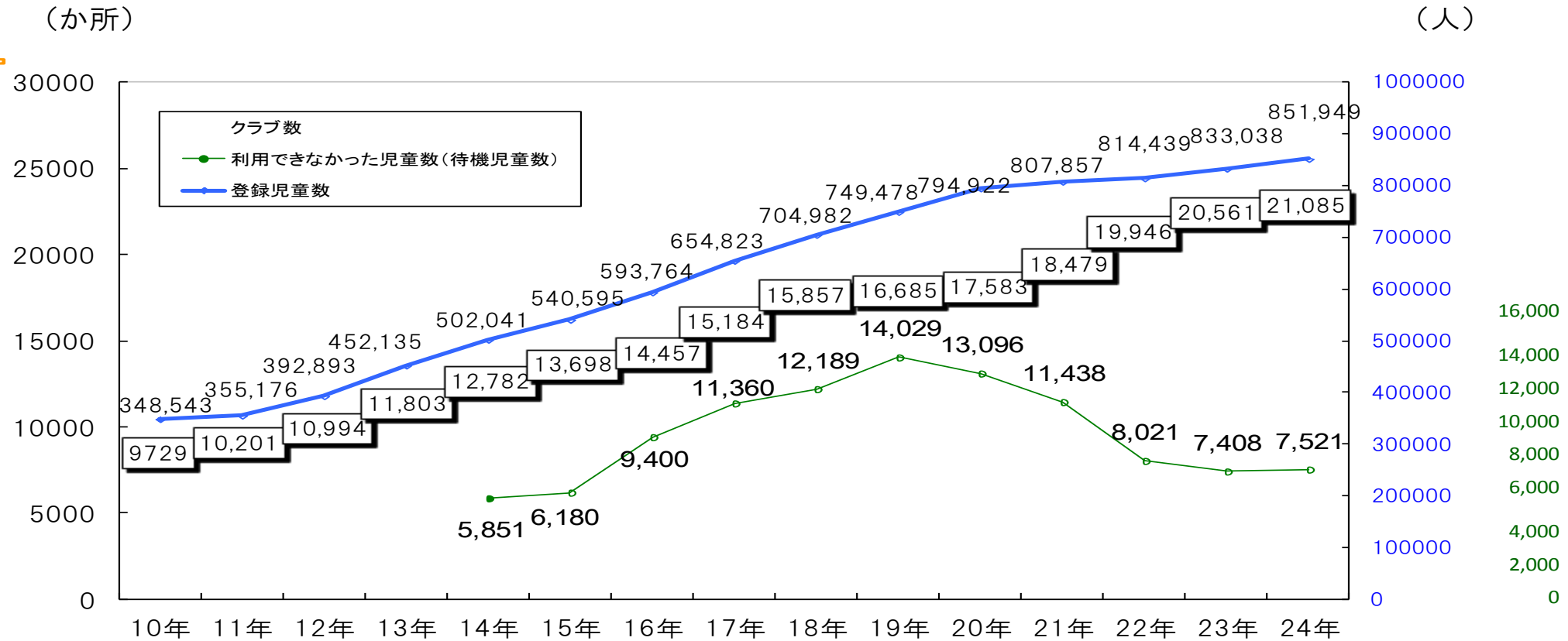
- 整備費 (28.3億円 → 28.3億円)
  - ・放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備(基準額:2,150.4万円)のほか、耐震化に対応するための改築、大規模修繕及び受入枠の拡大に繋がる拡張の整備区分を追加。
  - ・また、学校の余裕教室等の改修によるクラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図るための改修等に必要な費用を支援する。(基準額:700万円\*)  
\*備品購入のみの場合は、基準額:100万円



# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成24年では、クラブ数は21,085か所、登録児童数は85万1,949人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.4倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は7,521人(最大の19年に比べて約5割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



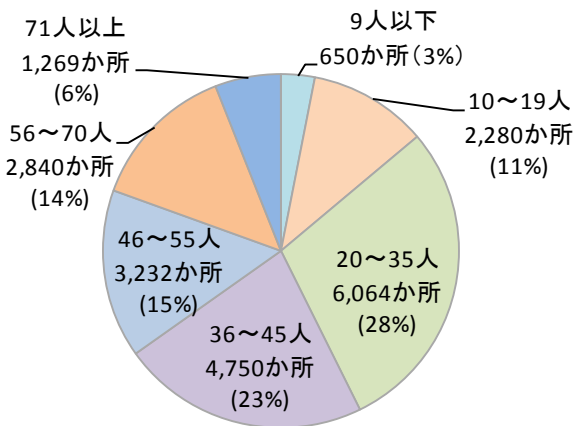
※各年5月1日現在(育成環境課調)

# 放課後児童クラブの現状

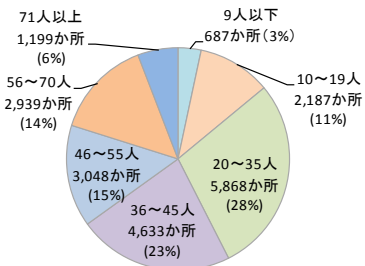
※平成24年5月1日現在(育成環境課調)

## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。

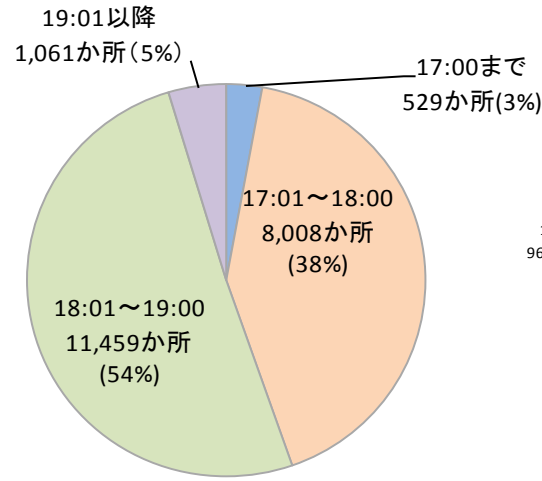


(参考)23年

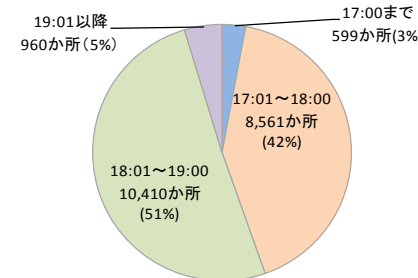


## ○終了時刻の状況(平日)

18:01以降の閉所が全体の約6割を占める。

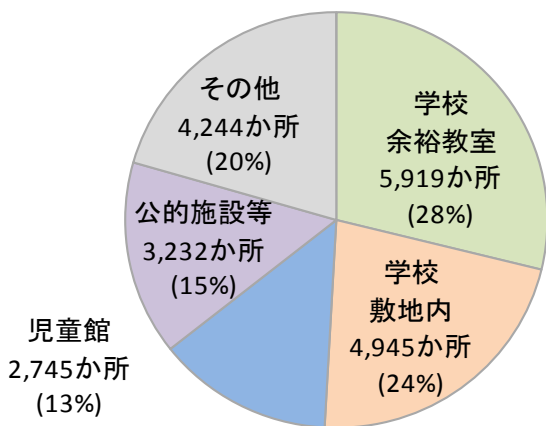


(参考)23年

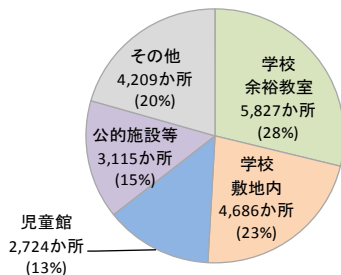


## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。

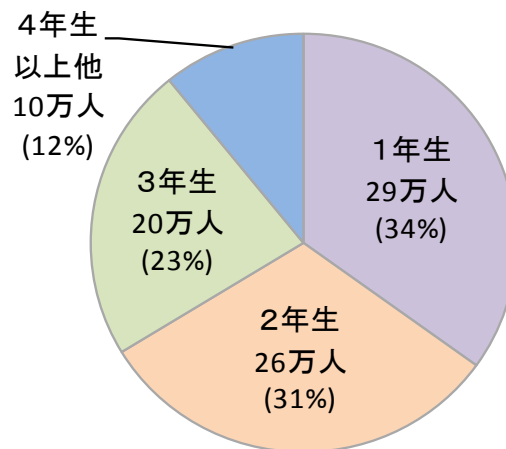


(参考)23年

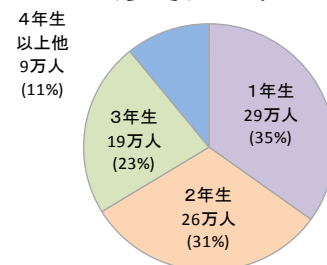


## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



(参考)23年



# 平成25年度における児童手当制度の予算について

## ○財源内訳(平成25年度予算案)

【給付総額】 2兆593億円 (2兆2,631億円)

(内訳)

- ・ 国負担分 : 1兆2,564億円 (1兆2,995億円)
- ・ 地方負担分 : 6,282億円 (7,889億円)
- ・ 事業主負担分 : 1,747億円

※ ( ) 内の数字は公務員への支給分を含む

## ○費用負担

		被用者		非被用者		公務員
0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	

# 社会的養護の充実について

## 社会的養護の平成25年度予算（案）事項

### （1）施設における家庭的養護の推進

- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※参考 平成24年度補正予算案において410百万円を計上（施設整備費）

### （2）里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置  
施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
- ファミリーホームへの賃借料の算定  
里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。
- 里親支援機関事業の推進  
里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。
- 調査研究事業の実施  
里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

### （3）被虐待児童等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大  
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進  
入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。
- 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実  
心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。

### (3) 被虐待児童等への支援の充実 (続)

- 児童家庭支援センター運営等事業の推進  
在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。
- 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設  
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修の実施の支援)を実施する。(これまで安心こども基金において行ってきたものを当初予算化)

### (4) 要保護児童の自立支援の充実

- 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用  
児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、現在、高校生に対して資格取得等のための講習等を受けける費用を支給している資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。
- 自立援助ホームの設置推進  
児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。
- 児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設  
職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業を実施する。(これまで安心こども基金において行ってきたものを当初予算化)

※ 児童入所施設措置費等国庫負担金、婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金が支弁されている公立施設は、公務員の給与改定に関する取り扱いについて(平成25年1月24日閣議決定)に基づく地方公務員の給与削減に係る措置が適用されるため、平成25年7月から保護単価(算定基準)が減額となる。

なお、保護単価等を反映した交付要綱(案)については、今後決定次第お示しする。



# 児童養護施設等の家庭的養護への転換 <次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)>

## 1. 概要

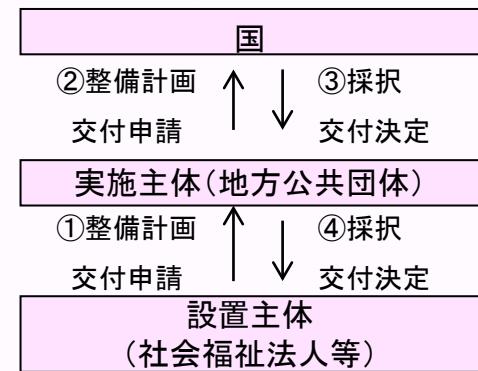
児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を推進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ(1.35倍)を可能として、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を促進。

※ 1.35倍＝社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並み

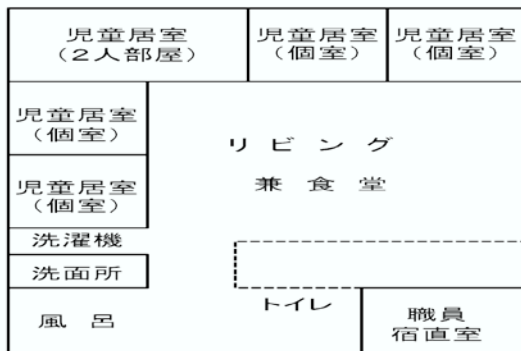
## 2. 事業概要

- 対象施設等： 児童養護施設、乳児院における施設の小規模化・地域分散化のための施設整備
  - ①施設本園の小規模グループ化のための改築
  - ②グループホーム(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア)、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の創設
- 実施主体： 都道府県、指定都市、中核市、市町村
- 補助率： 定額(国1/2相当) ※実施主体1/4、設置主体1/4

## 3. 交付の流れ

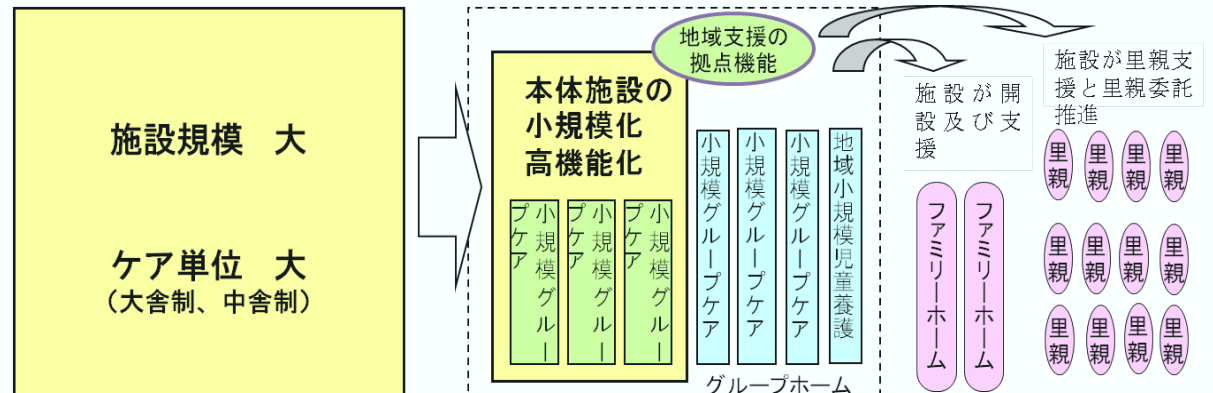


小規模グループケアのイメージ



- ・ 児童数 6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

施設の小規模化・地域分散化のイメージ



施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

# 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)より抜粋)

## 家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

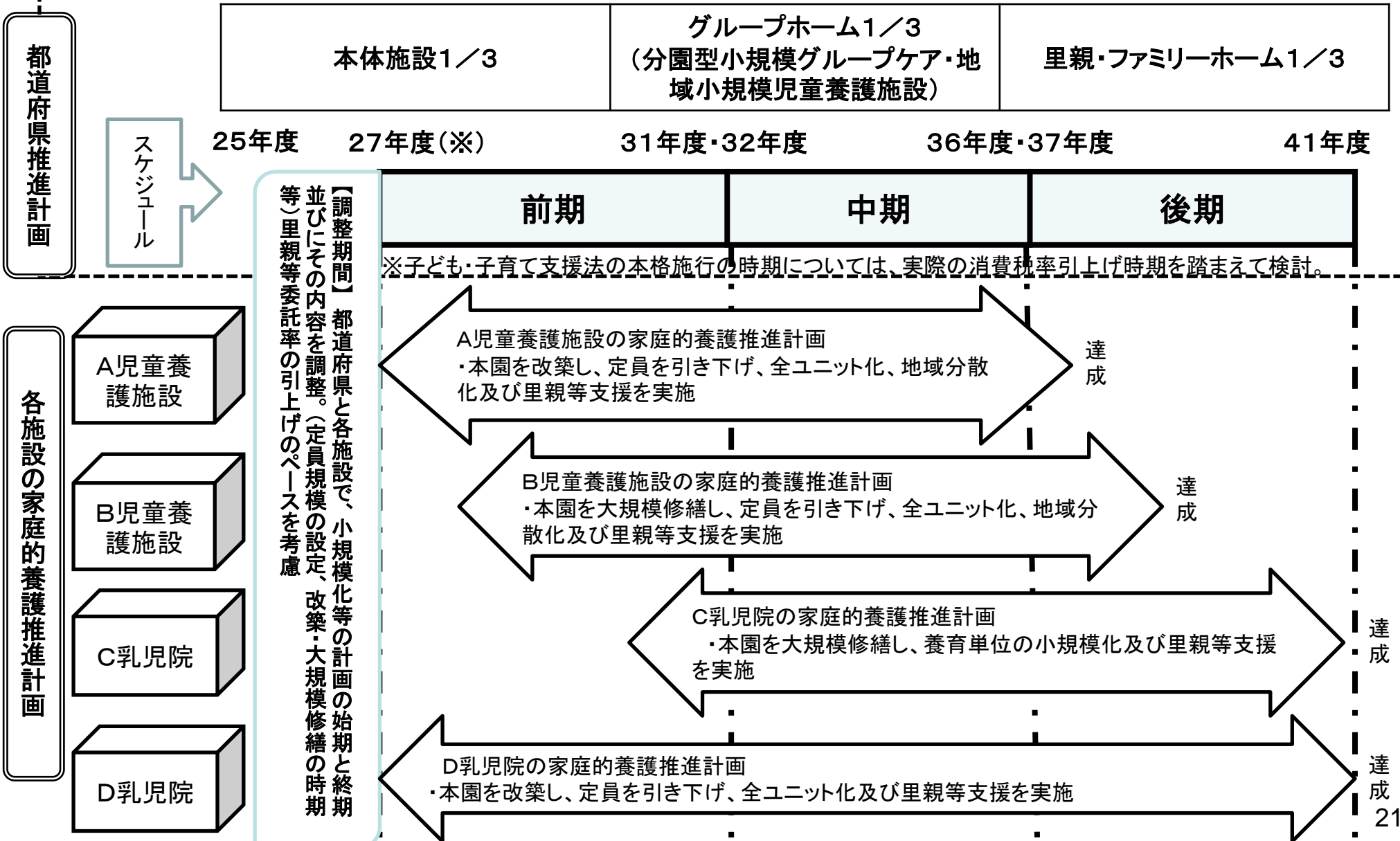
## 都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

# 「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



# 里親支援の体制整備について

## (1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2)里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定  
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

### (2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員 (23年度:206児相中117か所)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成24年度新規)  
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。  
(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

# 里親支援専門相談員の配置状況（平成24年11月末現在）

- ・ 里親支援専門相談員については、平成24年度は1児童相談所管内に少なくとも1か所(2か所以上の複数配置可)の配置を想定
- ・ 将来は、全ての児童養護施設、乳児院に配置(約700人)

	里親支援専門相談員配置数(か所)			(参考)
	乳児院	児童養護施設	計	児童相談所数
北海道	0	3	3	8
青森県	0	0	0	6
岩手県	0	1	1	3
宮城県	0	0	0	3
秋田県	0	0	0	3
山形県	0	1	1	2
福島県	0	0	0	4
茨城県	0	1	1	3
栃木県	1	2	3	3
群馬県	0	3	3	3
埼玉県	1	2	3	6
千葉県	0	4	4	6
東京都	6	14	20	11
神奈川県	1	3	4	5
新潟県	0	0	0	5
富山県	0	0	0	2
石川県	0	0	0	2
福井県	0	1	1	2
山梨県	1	1	2	2
長野県	0	0	0	5
岐阜県	0	0	0	5
静岡県	0	2	2	5
愛知県	1	0	1	10
三重県	0	0	0	5
滋賀県	1	1	2	2
京都府	0	0	0	3
大阪府	3	9	12	6
兵庫県	0	4	4	5
奈良県	0	0	0	2
和歌山県	0	0	0	2
鳥取県	2	1	3	3
島根県	0	0	0	4
岡山県	0	0	0	3
広島県	0	1	1	3
山口県	1	5	6	5

	里親支援専門相談員配置数(か所)			(参考)
	乳児院	児童養護施設	計	児童相談所数
徳島県	0	1	1	3
香川県	0	0	0	2
愛媛県	0	0	0	3
高知県	1	0	1	2
福岡県	3	4	7	6
佐賀県	0	1	1	1
長崎県	1	2	3	2
熊本県	0	2	2	2
大分県	1	4	5	2
宮崎県	0	1	1	3
鹿児島県	0	0	0	3
沖縄県	0	2	2	2
札幌市	1	2	3	1
仙台市	0	0	0	1
さいたま市	0	0	0	1
千葉市	0	0	0	1
横浜市	0	0	0	4
川崎市	0	1	1	3
相模原市	0	0	0	1
新潟市	0	0	0	1
静岡市	0	0	0	1
浜松市	0	0	0	1
名古屋市	0	0	0	2
京都市	0	0	0	2
大阪市	2	2	4	1
堺市	0	2	2	1
神戸市	0	0	0	1
岡山市	0	0	0	1
広島市	1	1	2	1
北九州市	0	1	1	1
福岡市	0	0	0	1
熊本市	1	1	2	1
横須賀市	0	0	0	1
金沢市	0	0	0	1
合計	29	86	115	207

※1 里親支援専門相談員配置数については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(H24. 11)

※2 児童相談所数については、雇用均等・児童家庭局総務課調べ(H24. 4)

# 都道府県市別の里親等委託率の差

## 69都道府県市別里親等委託率(平成23年度末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 13.5%

最小： 4.2% (堺市)

最大： 39.0% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) =

里親・ファミリーホーム委託児童数

乳児院入所児 + 児童養護施設入所児 + 里親・ファミリーホーム委託児

資料：平成23年度福祉行政報告例

